

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティューワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

商業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定
（法積〔2020〕7号として2020年9月10日発布、2020年9月12日施行）

商業秘密侵害民事事件を正しく審理するため、「中華人民共和国不正競争防止法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関係法律の規定に基づき、裁判の実情を併せ考慮して、本規定を制定する。

第1条 技術と関係のある構造、原料、組成、配合処方、材料、試料、型、植物新品種繁殖材料、製法、方法又はその手順、アルゴリズム、データ、コンピュータプログラム及びそれらの関係文書等の情報について、人民法院は、不正競争防止法第9条第4項にいう技術情報を構成すると認定することができる。

経営活動と関係のあるアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、入札資料、顧客情報、データ等の情報について、人民法院は、不正競争防止法第9条第4項にいう経営情報を構成すると認定することができる。

前項にいう顧客情報には、顧客の名称、住所、連絡先及び取引の慣行、意向、内容等の情報が含まれる。

第2条 特定の顧客と長期にわたる安定した取引関係を維持していることのみを理由として、当該特定の顧客は商業秘密に該当すると当事者が主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

顧客が従業員個人に対する信頼に基づいて当該従業員の属する単位と取引を行った場合において、当該従業員の離職後、当該従業員又は当該従業員の属する新しい単位との取引実施を顧客が自由意思により選択したということを証明可能であるときは、人民法院は、当該従業員は不正な手段を採用して権利者の商業秘密を入手してはいないと認定しなければならない。

第3条 権利者が保護を請求する情報が、権利侵害被疑行為の発生時点において、その属する分野の関係者によって広く知られているもの及び容易に得られるものでない場合には、人民法院は、不正競争防止法第9条第4項にいう公知になっていないものであると認定しなければならない。

第4条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、人民法院は、関係情報が公知であると認定することができる。

- (一) 当該情報はその属する分野において一般常識又は業界慣行に該当するとき。
- (二) 当該情報が製品の寸法、構造、材料又は部材の簡単な組合せ等の内容にのみ関わり、その属する分野の関係者が上市された製品を見れば直ちに得ることができるものであるとき。
- (三) 当該情報が既に公開出版物又はその他のメディアにおいて公開開示されているとき。
- (四) 当該情報が既に公開の報告会、展覧等の方式を通じて公開されているとき。

（五） その属する分野の関係者がその他の公開ルートから当該情報を得ることができるとき。

公知である情報について整理、改善又は加工を行った後に形成された新情報が本規定第3条の規定に適合する場合には、当該新情報は公知でないと認定しなければならない。

第5条 権利者が商業秘密の漏洩を防止するために権利侵害被疑行為の発生以前において講じた合理的な秘密保持措置について、人民法院は、不正競争防止法第9条第4項にいう相応の秘密保持措置であると認定しなければならない。

人民法院は、商業秘密及びその媒体の性質、商業秘密の商業的価値、秘密保持措置の識別可能度、秘密保持措置と商業秘密の対応度並びに権利者の秘密保持に係る意思等の要因に基づき、権利者が相応の秘密保持措置を講じていたか否かを認定しなければならない。

第6条 次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、通常ならば商業秘密の漏洩防止に十分である場合には、人民法院は、権利者が相応の秘密保持措置を講じていると認定しなければならない。

- （一） 秘密保持合意を締結し、又は契約中で秘密保持義務を約定しているとき。
- （二） 商業秘密に接触し、又はこれ入手することができる従業員、元従業員、サプライヤ、顧客、来訪者等に対して、定款、研修、規則制度、書面告知等の方式を通じ秘密保持を要求しているとき。
- （三） 秘密に関わる工場建物、生産現場等の生産経営場所に対して来訪者を制限し、又は区分管理を行っているとき。
- （四） 標記、分類、分離、暗号化、封印保存、接触可能又は入手可能な人員の範囲の制限等の方式をもって、商業秘密及びその媒体に対して区分及び管理を行っているとき。
- （五） 商業秘密に接触し、又はこれ入手することができるコンピュータ設備、電子設備、ネットワーク設備、記憶装置、ソフトウェア等に対して、使用、アクセス、保存、複製等の禁止又は制限措置を講じているとき。
- （六） 自身が接触又は入手した商業秘密及びその媒体の届け出、返還、消去及び廃棄、並びに秘密保持義務を引き続き負うことを離職従業員に要求しているとき。
- （七） その他の合理的な秘密保持措置を講じているとき。

第7条 権利者が保護を請求する情報が、公知でないために現実の又は潜在的な商業的価値を有する場合には、人民法院は、審査を経たうえで、不正競争防止法第9条第4項にいう商業的価値を有するものであると認定することができる。

生産経営活動中に形成された段階的な成果が前項の規定に適合する場合には、人民法院は、審査を経たうえで、当該成果は商業的価値を有すると認定することができる。

第8条 権利侵害被疑者が法律の規定又は一般に認識されている商業道徳に反する方式にて権利者の商業秘密を入手した場合には、人民法院は、不正競争防止法第9条第1項にいうその他の不正な手段をもって権利者の商業秘密を入手したものに該当すると認定しなければならない。

第9条 権利侵害被疑者が生産経営活動中に商業秘密をそのまま使用し、若しくは商業秘密に対して修正若しくは改善を行った後に使用し、又は関係する生産経営活動を商業秘密に基づいて調整、最適化若しくは改善した場合には、人民法院は、不正競争防止法第

9条にいう商業秘密の使用に該当すると認定しなければならない。

第10条 当事者が法律の規定又は契約の約定に基づいて負う秘密保持義務について、人民法院は、不正競争防止法第9条第1項にいう秘密保持義務に該当すると認定しなければならない。

当事者が契約中では秘密保持義務を約定していないものの、信義誠実の原則及び契約の性質、目的、締結過程、取引慣行等に基づくと、自身の入手する情報は権利者の商業秘密に該当すると権利侵害被疑者が知り、又は知るべきである場合には、人民法院は、権利侵害被疑者はその入手した商業秘密について秘密保持義務を負うと認定しなければならない。

第11条 法人及び非法人組織の経営及び管理に係る人員並びに労働関係を有するその他の人員について、人民法院は、不正競争防止法第9条第3項にいう従業員・元従業員であると認定することができる。

第12条 人民法院は、従業員・元従業員が権利者の商業秘密を入手するルート又は機会を有するか否かを認定する場合には、それらと関係のある下記の要因を考慮することができる。

- (一) 役職、職責及び権限
- (二) 担当している各々の職務又は単位から割り振られた任務
- (三) 商業秘密と関係のある生産経営活動への関与の具体的な状況
- (四) 商業秘密及びその媒体に対する保管、使用、保存、複製、コントロール又はその他の方式による接触若しくは入手の有無
- (五) 考慮する必要があるその他の要因

第13条 権利侵害被疑情報と商業秘密とに実質的な区別が存在しない場合には、人民法院は、権利侵害被疑情報と商業秘密とは不正競争防止法第32条第2項にいう実質同一を構成すると認定することができる。

人民法院は、前項にいう実質同一を構成するか否かを認定する場合には、下記の要因を考慮することができる。

- (一) 権利侵害被疑情報と商業秘密との異同の程度
- (二) その属する分野の関係者が、権利侵害被疑行為の発生時点において、権利侵害被疑情報と商業秘密との区別を容易に想到するか否か
- (三) 権利侵害被疑情報と商業秘密の用途、使用方式、目的、効果等に実質的な差異があるか否か
- (四) 公有の領域における、商業秘密に関連する情報の状況
- (五) 考慮する必要があるその他の要因

第14条 自らの開発・研究製造又はリバースエンジニアリングを通じ、権利侵害被疑情報を得た場合には、人民法院は、不正競争防止法第9条所定の商業秘密侵害行為に該当しないと認定しなければならない。

前項にいうリバースエンジニアリングとは、技術的手段を通じ、公開のルートから取得した製品に対して分解、測定・図面化、分析等を行うことにより、当該製品の関係技術情報を得ることをいう。

権利侵害被疑者が不正な手段をもって権利者の商業秘密を入手したうえで、リバースエンジニアリングを理由として商業秘密を侵害していない旨を主張した場合には、人民

法院は、これを支持しない。

第15条 権利者の主張する商業秘密について、被申立人が不正な手段による入手、開示、使用又は他人に対する使用許可を試み、又は既に行い、行為保全措置を講じなければ判決が執行困難となるか若しくは当事者にその他の損害をもたらすこととなり、又は権利者の適法な権益に回復困難な損害を受けせしめることになる場合には、人民法院は、行為保全措置を講ずる旨を法により裁定することができる。

前項所定の状況が民事訴訟法第100条及び第101条にいう緊急事態に該当する場合には、人民法院は、48時間内に裁定を下さなければならない。

第16条 経営者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が商業秘密を侵害した場合において、権利者が不正競争防止法第17条の規定により、権利侵害者が負うべき民事責任を主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第17条 人民法院が商業秘密侵害行為に対して侵害差止という民事責任の判決を下す場合には、侵害差止期間は、一般に、当該商業秘密が既に公知となる時まで持続しなければならない。

前項の規定により判決を下すと侵害差止の期間が明らかに不合理となる場合には、人民法院は、権利者の商業秘密の競争優位を法により保護しながら、権利侵害者は一定の期間又は範囲内において当該商業秘密の使用を停止せよとする判決を下すことができる。

第18条 権利侵害者は商業秘密媒体を返還又は廃棄し、そのコントロールする商業秘密情報を消去せよとする判決を権利者が請求する場合には、人民法院は、通常の場合、これを支持しなければならない。

第19条 権利侵害行為のために商業秘密が公知となった場合には、人民法院は、賠償金額を法により確定する際に、商業秘密の商業的価値を考慮することができる。

人民法院は、前項にいう商業的価値を認定する場合には、研究開発コスト、当該商業秘密の実施による収益、逸失利益、競争優位を維持することができる期間等の要因を考慮しなければならない。

第20条 権利を侵害されたことによって受けた実損を商業秘密の使用許諾料を参照して確定するよう権利者が請求した場合には、人民法院は、許諾の性質、内容、実際の履行状況及び権利侵害行為の性質、情状、結果等の要因に基づいて確定することができる。

人民法院は、不正競争防止法第17条第4項により賠償金額を確定する場合には、商業秘密の性質、商業的価値、研究開発コスト、新規創造の程度、もたらすことができる競争優位及び権利侵害者の主観的な故意・過失、権利侵害行為の性質、情状、結果等の要因を考慮することができる。

第21条 当事者又は手続外の者の商業秘密に関わる証拠・資料に対し、当事者又は手続外の者が秘密保持措置の実施を人民法院に書面にて申し立てた場合には、人民法院は、保全、証拠交換、質証、鑑定委託、尋問、法廷審理等の訴訟活動において、必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項にいう秘密保持措置の要求に違反して、無断で商業秘密を開示し、又は訴訟において接触若しくは入手した商業秘密について訴訟活動外で使用し、若しくは他人に使用を許可した場合には、法により民事責任を負わなければならない。民事訴訟法第111条所定の事由を構成する場合には、人民法院は、法により強制措置を講ずることができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第22条 人民法院は、商業秘密侵害民事事件を審理する際に、商業秘密侵害犯罪に係る刑事訴訟手続において形成された証拠に対し、法定の手続に従い、全面的かつ客観的に審査をしなければならない。

公安機関、検察機関又は人民法院が保存する、権利侵害被疑行為と関連性を有する証拠について、商業秘密侵害民事事件の当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因のために自ら収集することができず、調査収集を申し立てた場合には、人民法院は、これを認めなければならない。但し、進行中の刑事訴訟手続に影響を及ぼすおそれがある場合を除く。

第23条 効力の生じた刑事裁判書で認定された実損又は違法所得に基づいて、同一の商業秘密侵害行為に関わる民事事件の賠償金額を確定するよう当事者が主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第24条 権利侵害者が権利侵害によって得た利益の一応の証拠を権利者が既に提供しているものの、商業秘密侵害行為に関連する帳簿及び資料については権利侵害者が掌握している場合には、人民法院は、権利者の申立てに基づき、当該帳簿及び資料の提供を権利侵害者に命ずることができる。権利侵害者が正当な理由なく提供を拒絶し、又はありのままに提供しない場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供された証拠に基づき、権利侵害者が権利侵害によって得た利益を認定することができる。

第25条 同一の商業秘密侵害被疑行為に関わる刑事事件がなお結審していないことを理由として当事者が商業秘密侵害民事事件の審理中止を請求した場合において、人民法院は、当事者の意見を聴取した後に、当該刑事事件の審理結果を根拠としなければならないと判断したときは、これを支持しなければならない。

第26条 商業秘密侵害行為に対し、商業秘密の独占的使用許諾契約の被許諾者が訴訟を提起した場合には、人民法院は、法によりこれを受理しなければならない。

排他的使用許諾契約の被許諾者が訴訟を権利者と共に提起し、又は権利者が提訴しない状況下において自ら訴訟を提起した場合には、人民法院は、法によりこれを受理しなければならない。

普通使用許諾契約の被許諾者が訴訟を権利者と共に提起し、又は権利者の書面による授權を経て訴訟を単独で提起した場合には、人民法院は、法によりこれを受理しなければならない。

第27条 権利者は、第一審の法廷弁論終了前に、主張する商業秘密の具体的な内容を明確にしなければならない。一部しか明確にすることができない場合には、人民法院は、当該明確にされた部分について審理を行う。

権利者が第二審手続において、その一審中で明確にしなかった商業秘密の具体的な内容を別途主張した場合には、第二審の人民法院は、当事者の自由意思の原則に基づき、当該商業秘密の具体的な内容と関係のある訴訟請求について調停和解を行うことができる。調停和解が調わない場合には、別途提訴するよう当事者に告知する。第二審の人民法院が一括審理することに双方当事者がいずれも同意した場合には、第二審の人民法院は、一括して裁判することができる。

第28条 人民法院は、商業秘密侵害民事事件を審理する場合には、権利侵害被疑行為発生時の法律を適用する。権利侵害被疑行為が法律改正の前に既に発生し、かつ、法律改正の後まで持続している場合には、改正後の法律を適用する。

第29条 本規定は、2020年9月12日から施行する。最高人民法院が以前に発布した関連司法解釈が本規定と一致しない場合には、本規定を基準とする。

本規定の施行後には、人民法院が審理中の第一審及び第二審の事件に本規定を適用する。効力の生じた裁判書が施行前に既に作成されている事件については、本規定を適用して再審しない。

（法令原文名称：关于审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定）

シティユーワ法律事務所